

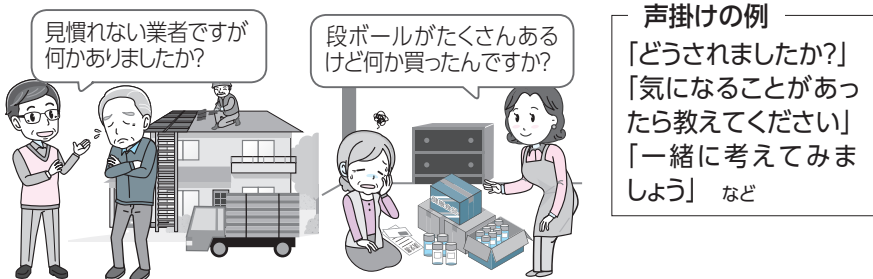
消費者トラブル?と思ったらご相談を

近年、高齢者や障害者などを狙った消費者被害が深刻化しています。被害の未然防止が急務となっています。
 消費生活センター(☎225-3300、☎221-6282)

いつもと様子が違う?と思ったら声掛けを

高齢者や障害者の消費者トラブルは、被害が表面化しにくく、深刻な被害になりがちです。いつもと

様子が違うように感じたり、消費者トラブルに遭っているような様子がみられたりしたときは、「最近どうですか」などのさりげない声掛けで状況を聞いてみましょう。



消費者トラブルの場合は、消費生活センターへ相談を

消費生活相談員が話を聞き、消費者トラブルの解決のために助言やあっせんを行います。



消費生活センター (☎、☎は上記)

受付時間:10:00~19:00 休 火曜日、年末年始(12/29~1/3)



エシカル消費に取り組みましょう

エシカル消費とは、より良い社会に向けての、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。意識しながら日々を過ごしてみませんか。
 消費生活センター(☎225-3329、☎221-6282)

何を買うか考えるときのひとつの尺度です

商品・サービスを選択する、買い

物をする、買ったものを使う・処分する、そんなとき、「安心・安全」「品質」「価格」だけでなく「エシカル消費」という基準も加えましょう。

たとえば...

人への配慮

障害がある人の支援につながる商品を選ぶ
 福祉作業所の商品、障害がある人を支援している事業者の商品

社会への配慮

フェアトレード商品を選ぶ
 発展途上国の原料や製品が適正な価格で取り引きされた商品

環境への配慮

エコ商品を選ぶ
 リサイクル素材を使ったものや資源保護などに関する認証がある商品

地域への配慮

被災地の産品を選ぶ
 被災地の特産品を消費することで経済復興を応援

新型コロナウイルスワクチン

追加接種(3回目接種)のスケジュールについて

令和3年12月下旬に、令和3年5月に2回目の接種をした人へ追加接種用の接種券を送付します。追加接種は、2回目の接種をした日から8カ月以上経過した18歳以上の人が受けることができます。
 追加接種用の接種券は、接種が可能となる時期の前月中に送付します。詳しくは、市ホームページで。
 市HP ページ番号 206315

2回目の接種時期	接種券送付時期	追加接種可能時期※
令和3年5月	令和3年12月下旬	令和4年1月以降
令和3年6月	令和4年1月中	令和4年2月以降
令和3年7月	令和4年2月中	令和4年3月以降
令和3年8月以降	令和4年3月以降順次	令和4年4月以降順次

※追加接種が可能となる具体的な日付は追加接種用の接種券に記載していますので、必ず確認してください

接種は強制ではなくあくまで本人の意思に基づき受けるものです。職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようお願いします。

岡山県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎513-2847)

対象男性に風しん検査を無料で実施

これまで定期予防接種の機会がなく、抗体保有率が低い世代の男性を対象に、抗体検査と予防接種を無料で行っていきます。
 健康推進課(☎504-2622、☎504-2258)

昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性が対象

無料で風しんの抗体検査と予防接種を受けるには、クーポン券が必要です。予防接種の対象となるのは、十分な抗体がない人です。対象世代の男性には、すでにクーポン券を郵送しています(下表参照)。

来年3月31日まで使えます

平成31年4月に郵送したクーポン券は、令和4年3月31日まで有効期限を延長しています。抗体検査、予防接種をまだ受けていない人は早めに受けてください。クーポン券を紛失した人は、市ホームページ(下記)から手続きを。

◆対象男性の生年月日とクーポン券郵送時期

生年月日	郵送時期	有効期限
昭和47(1972)年4月2日 ~昭和54(1979)年4月1日	平成31年4月	令和4年 3月31日
昭和37(1962)年4月2日 ~昭和47(1972)年4月1日	令和2年4月	



岡各区の保健センター地域支えあい課

区	電話番号	ファクス	区	電話番号	ファクス
中	504-2528	504-2175	安佐南	831-4942	870-2255
東	568-7729	568-7790	安佐北	819-0586	819-0602
南	250-4108	254-9184	安芸	821-2809	821-2832
西	294-6235	294-6113	佐伯	943-9731	923-1611

令和3年7月大雨災害、令和3年8月大雨災害の義援金 第1次配分

被災された人の申請の受け付けをしています

被災された人の生活再建に活用していただくため、全国の皆さんから寄せられた義援金を配分します。

●対象となる人・世帯、配分金額 (万円)

義援金の被害区分	罹災証明書の被害の程度	配分金額(第1次配分)	
		7月大雨災害	8月大雨災害
人的被害	亡くなられた人 行方不明の人	85	30
	重傷者(災害により受傷し、1カ月以上の治療を要した人)	42.5	15
住家被害	全壊	85	30
	半壊	42.5	15
	一部損壊	17	6
	床上浸水	8.5	3

※人的被害と住家被害の両方を受けた場合は、それぞれ受け取ることができます
 ※義援金は災害ごとに受け付けており、集まった義援金の金額がそれぞれ異なるため、配分金額も異なります

●配分方法 口座振込

【人的被害】遺族、重傷者の銀行などの口座
 【住家被害】世帯主の銀行などの口座
 ※振込予定:受け付けからおおむね1カ月
 ●申請方法 郵送(〒730-8586 広島市役所企画総務局政策企画課 義援金担当)か受付窓口(右記。被災場所に関わらず、どの区の受付窓口でも手続き可)で。窓口は平日午前8時半~午後5時15分

●必要書類

◆義援金の申請書(受付窓口で配布、市ホームページ(総合トップページ)→令和3年8月11日からの大雨に関する情報)からダウンロードも可)、◆振込先の金融機関名、口座番号などが分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)、◆本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)、◆罹災証明書(コピー可・住家被害の場合のみ)、◆災害により受傷し1カ月以上の治療を要したことが確認できる医師の診断書(コピー可・重傷者の場合のみ)
 ※郵送で申請する場合は、振込先の金融機関名、口座番号などが分かるもの、本人確認書類のコピーも添付

【受付窓口】各区生活課

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2568	安佐南	831-4939
東	568-7725	安佐北	819-0575
南	250-4103	安芸	821-2804
西	294-6109	佐伯	943-9725

問い合わせ先

- 制度の概要、配分状況の確認などについて
 企画総務局政策企画課(☎504-2014、☎504-2029)
- 災害見舞金、窓口での受け付け手続きについて
 各区生活課の上記の受付窓口